

お客様各位

株式会社ジャルカーゴセールス

IATA規則改訂に伴うリチウム金属、リチウムイオン電池の取り扱いについて(訂正)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、2009年1月1日発効の IATA 危険物規則書 50 版(以下 IATA DGR)に関しまして、IATA より 2008 年 12 月 23 日に補遺が発行されました。また 2009 年 2 月 6 日に ICAO、IATA よりリチウム電池運送についての指針書が発行されております。これに伴い、既に JCS-INFO-08-027にてご案内させて頂いております、弊社におけるリチウム金属電池・リチウムイオン電池の取り扱いが一部変更になります。

ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 非危険物(NOT RESTRICTED)の扱いで輸送されるリチウム電池について

1) 該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970)の中の Part1 の要件をご確認下さい。

2) 運送状(Air Waybill)への記載

下記の内容を 運送状(AWB)にご記入下さい。但し、記入スペース等の関係で、難しい時は、別紙にご記入いただいても構いません。その時は、①の内容も含めて、①から④の項目全てを別紙にご記入下さい。この場合でも①については、必ず運送状にもご記入下さい。尚、別添1の4、7に該当する場合に IATA 危険物規則書では記入を求めておりませんが、円滑なハンドリングを目的とし、お客様が Part 1 の包装要件を満たしたことをお示しいただけるよう、①について運送状へのご記入をお願いいたします。

①リチウム電池が含まれていること及び非危険物扱いであることについては、次のいずれかをご記入下さい。

Lithium ion batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1. または、
Lithium metal batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1. もしくは、
Lithium ion and metal batteries or cells, NOT RESTRICTED as per PI 9xx Part1.

② 万が一、包装物がダメージを受けたとき火災の危険があるため取り扱いに注意が必要であることについて、次の例を参考にご記入下さい。

例) This package must be handled with care and a flammability hazard exists, if the package is damaged.

③ 包装物がダメージを受けた時の対処法等、包装基準の要件に従い英文でご記入下さい。

例) Do not damage or mishandle this package. If package is damaged, batteries must be protected so as to prevent short circuit.

④ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号をご記入下さい。

例) Contact TEL Number : 81-476-33-XXXX (日本)

1-800-424-XXXX 1-703-527-XXXX(米国) など。

3) 包装物の落下試験

包装基準の中で、落下試験要件のあるものは、必ず落下試験(1.2m)に合格した包装をご使用下さい。特に、機器と電池を同梱する場合は、機器を含む状態での落下試験が課せられます。尚、試験結果の保存をお願い致します。何らかの異常が認められた時、また事故が発生した場合、航空会社または、管轄する公的機関より、提出を求められることがあります。

4) リチウム電池取扱ラベルの貼付

①Lithium ion battery ②Lithium metal battery ③Lithium ion and metal battery と記載したラベルの貼付が必要です。

IATA DGR7.4.8 FIGURE 7.4.I の仕様の Lithium Battery Label は 2 面にまたがる事のないように貼付して下さい。包装物のサイズ等により 1 つの面に貼付することが難しい時は、十分なサイズの別の包装物をご用意下さい。今回の DGR 補遺により、リチウム電池取扱ラベルは白地に限定されず、コントラストであれば受託可能となります。

但し、機器に組み込まれた電池を輸送する場合、電池がセルであれば 4 個以下、又は組電池であれば 2 個以下の場合、当該ラベルの貼付は免除されます。(別添 1 項番 4、7)

5) Watt-hour の表記

リチウムイオン組電池(100Wh 以下)は、Watt-hour rating を、電池ケース外表面に表記する必要があります。但し、2008 年 12 月 31 日以前に製造されたリチウムイオン電池については、2010 年 12 月 31 日まで表記が免除されます。

6) 梱包(パッケージング)とオーバーパック

梱包とは、「電池単体」、「機器と電池(同梱)」または、「機器に組み込まれた電池」を収めた最小単位の梱包を指します。また、この梱包は各包装基準(Packing Instruction)の中で求められる、Strong Outer Packaging にあたります。

ラベルの貼付、数量制限、落下試験(必要な場合)は最小単位の梱包に課されます。

最小単位の梱包をオーバーパックする(便宜上 1 個以上の梱包を一纏めにする)ことは可能です。オーバーパックした場合、オーバーパックの数が AWB 上の個数となります。

今回の DGR 補遺により、オーバーパックを実施する際には、梱包上に”OVERPACK“という文言の記載が義務付けられました。最小単位の梱包に貼付された全てのリチウム電池取扱ラベルが目視できない場合につきましては、リチウム電池取扱ラベルをオーバーパック上に 1 枚再表示の上、”OVERPACK”の文言を記載して下さい。但し、最小梱包にラベルを必要としない(別添 1 の 4、7)場合はラベルの再表示および”OVERPACK”の文言は不要です。

7)その他

政府および運航者例外規定(State & Operator variations)にもご注意下さい。

特に米国規定 USG-02 では、一次リチウム金属電池(UN3090)は旅客機での輸送が禁止されています。そのため包装基準 968 の Part2 で規定される貨物は CARGO AIRCRAFT ONLY ラベルの添付が必要となります。また包装基準 968 の Part1 で規定される貨物は“PRIMARY LITHIUM BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIR CRAFT”または“LITHIUM METAL BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”と梱包上に記載下さい。

また米国 49 CFR 関連規定では一次リチウム金属電池が機器に同梱または内蔵(UN3091)されている場合、以下の条件を満たすもののみ旅客機での輸送が可能とされています。

- 1、 機器とバッテリーや電池が包装基準 969 または 970 に合致する。
- 2、 包装物に含まれる電池がその機器を作動させるのに必要な最小限の個数である。
- 3、 フル充電時における各単電池のリチウム含有量が 5 グラムを超えない。
- 4、 フル充電時における各組電池のリチウム含有量の合計が 25 グラムを超えない。
- 5、 リチウム電池の総重量が 1 梱包あたり 5KGを超えない。

上記の条件を満たさないものは旅客機での輸送が禁止されています。そのため包装基準 969 または 970 の Part2 で規定される貨物は CARGO AIRCRAFT ONLY ラベルの添付が必要となります。また包装基準 969 または 970 の Part1 で規定される貨物は“PRIMARY LITHIUM BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”または“LITHIUM METAL BATTERIES – FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”と梱包上に記載下さい。

なお上記の条件を満たす包装基準 969 または 970 の Part1 で規定される貨物を旅客機で運送する場合は、円滑なハンドリングを目的とし、お客様が 49CFR 関連規定を満たしたことをお示しいただけるよう、AWB 上に“PERMITTED FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT AS PER 49CFR”と記載していただきますようお願いいたします。記載がない場合は、旅客便に搭載できない場合がございますので、ご注意ください。

2. 危険物として輸送されるリチウム電池について

該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970)の Part2 に記載の要件をご確認下さい。

3. その他

尚、詳細につきましては、弊社営業担当、または東日本地区のお客様はカスタマーサービスデスク(03-5460-5757)までお問い合わせください。

別紙1 リチウム金属・リチウムイオン電池取扱早見表(非危険物扱いのラベル、表示、AWB)

以 上

非危険物扱いの要件			
	電池単体	機器同梱の電池	機器に組み込まれた電池
イオン電池 Ion Battery	1 (PI 965)	2 (PI 966)	5個以上のセルまたは、3個以上の組電池
			4個以下のセルまたは、2個以下の組電池
金属電池Metal Batteries	5 (PI 968)	6 (PI 969)	3 (PI 967)
			4 (PI 967)
			7 (PI 970)
			8 (PI 970)

リチウム電池取扱いラベル



IATA危険物規則書50版
FIGURE 7.4.1

項番	電池ケース外装へのWh表示	リチウム電池取扱いラベル	書類要件
1	必要。組電池100Wh以下のみ、但し2008年12月31日以前に製造された組電池は、2010年12月31日までは免除	要	①パッケージがリチウムイオン電池を含んでいること ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
2			
3			
5	不要	要	①パッケージがリチウム金属電池を含んでいること ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
6			
8			
7	不要	不要	①パッケージがリチウムイオン電池、及び/またはリチウムメタル電池を含んでいること (当記載はIATA危険物規則書では求められておりませんが、円滑なハンドリングの為、ご記入いただきますようお願いいたします)
4			